

一 發生月日 大正十五年六月廿一日

二 解決月日 六月廿九日

三 發生原因 六月廿一日午後

會社事務例に違反して工場例に違反して

於て職員中約九十名を討て事業を懸

理し辭職勧告をシタリ

職に合はず知れず職員司操一部を解雇

到底免れ難し即断り司事組合幹事會

に用催

高工場従業員中黨春平日本労働總同盟

東京エスリ株式會社